

# 第1回 教科用図書選定審議会 議事概要

令和2年4月24日（金）  
岡山県立図書館多目的ホール

## I 「採択の基準」

### 1 採択の方針について

---

●事務局：「採択基準（案）」の「採択の方針」について説明）

○委員長：本審議会は、中学校の教科書を1冊1冊審議するのではなく、専門調査委員が調査・研究を進めるにあたっての大きな方針を示すため、議論する場である。現在の社会情勢や県の方針を踏まえて、忌憚のない御意見をいただきたい。意見はないか。

○委員：「令和3年度使用義務教育諸学校（中学校）の教科用図書」の言葉について再度、説明をお願いしたい。

○委員長：「令和3年度に中学校等で使用する教科書」ということである。

●事務局：法令に基づく名称記述であり、学校教育法第34条、第49条に基づき、今年度は中学校用の教科用図書を採択するということである。

○委員：「各教科の目標や内容等」「岡山県教育大綱等」と「等」があるが明確なものがあるか。

●事務局：「各教科の目標や内容等」については、学習指導要領の目標や内容に加え、指導計画の作成と内容の取り扱いなどが含まれている。「岡山県教育大綱等」については、晴れの国おかやま生き生きプランや第2次岡山県教育振興基本計画が含まれている。

### 2 採択の観点について

---

●事務局：「採択基準（案）」の「採択の観点」について説明）

○委員長：各専門調査員が教科書の内容を調査研究する。各教科書の特徴をまとめる上で、「採択の観点」に従って調査する。この内容でよいか、質問及び意見はないか。

○委員：観点の（1）①、②の違いが分かりにくい。

●事務局：観点の（1）①は、基本的な知識技能の確実な定着を図ることに重点を置き、観点の（1）②は、学んだ知識技能を活用し思考、判断、表現していくことに重点を置いている。

- 委員：(1) ⑤は教育大綱を踏まえた観点ということだが、国語や社会はイメージしやすいが、数学や理科について、イメージしにくいのではないか。
- 事務局：(1) ⑤について、国語、社会、音楽、美術に比べて数学、理科で取り上げられている内容は少ない。しかし、数学では和算、理科ではノーベル賞など国際社会の発展に寄与した例が取り上げられている。
- 委員：(1) ⑤は、各教科書会社によって差異が出やすい部分であり、丁寧な調査研究をお願いしたい。
- 委員長：貴重な意見である。採択にも影響するため、留意していただきたい。
- 事務局：調査研究資料を作る際に、教科書採択が公正公平に行われるよう留意する必要がある。選定審議会で出た意見は、書面だけでは伝わりにくいため、専門調査員に対して伝える場を設けている。伝達を確実に言い、資料作成の際に反映させていく。
- 委員長：事務局の説明のとおり、本審議会の協議内容を大切にしたいと専門調査員に伝え、研究を進めていただきたい。
- 委員：「基礎基本の確実な定着」と知識技能は何が違うのか、明確にした方がよいのではないか。また、④は「他教科等」と省略しない方がよいのではないか。
- 委員長：①「基礎基本」「知識技能」については、学校教育法第30条の文言を使い、本審議会の協議内容を専門調査員に伝えていただきたい。④の他教科等については、明確にした方がよいと思う。
- 委員：学校現場にいる者にとっては当たり前のことに感じるが、公表したときに丁寧に書いてある方がよいと思う。
- 委員：採択の観点は最終的にはホームページに公表されるのか。
- 事務局：採択に係る内容は、積極的に公表することとなっている。採択の観点、調査研究を行った資料等を9月1日以降に義務教育課のホームページに公開する予定である。
- 委員：ホームページに公開するならば、「他教科等」について一般の方に分かりやすい表現がよいと考える。
- 事務局：「他教科等」については、「他教科や総合的な学習の時間、特別活動」でよいのか。

○委員長：「他教科、総合的な学習の時間及び特別活動」ではどうか。

○委員：了承。

○委員：②の「情報活用能力」については、ICT機器の活用能力、プログラミング的思考など様々であるが、受け取る人によって差異がでないようにした方がよい。

●事務局：情報活用能力については、委員が言われるように、差異がでないように専門調査員に伝えていく。

○委員：著作教科書や附則9条図書の(1)内容の特徴・表現及び程度について、特別支援教育において本を選ぶときに重要な観点である。児童生徒の障害の種類・程度、能力・特性に最もふさわしい内容の中で、(文字、表現、挿絵、取り扱う題材等)とあるが、表現や取り扱う題材が前に来ると思うが、意味があるのか。

●事務局：児童生徒の障害の種類、程度は様々である。盲学校の児童生徒にとっては、文字が最も重要視される可能性がある。知的障害、聴覚障害の児童生徒にとっても、それぞれで優先順位は変わってくる。そのお子さんにとって最もふさわしい内容をそれぞれで選択していただきたい。

○委員：様々なお子さんがいる中での表現ということで理解した。

○委員：文部科学省が著作の名義を有する教科用図書及び学校教育法第9条の規定による教科用図書の名称について、文部科学大臣が認めた等、もっと分かりやすくした方がよいのではないか。

●事務局：法令に基づいた言葉を用いるのが大事ではあるが、御意見のとおり分かりやすさというのも大切であると考え。「一般図書」「著作教科書」「検定済教科書」という言葉を用いている。

○委員長：丁寧に言葉を補いながら専門調査員に伝えて欲しい。

○委員：了承。

### 3 採択の手続きについて

---

(●事務局：「採択基準(案)」の「採択の手続き」について説明)

○委員長：事務局から説明があったが、審議会の案として承認していただけるか。

○委員：了承。

○委員長：全体についてどうか。

○委員：著作教科書と一般図書、検定済教科書はどう違うのか。どの学校が使うのか。

●事務局：検定済教科書は小中高校、特別支援学校等で使用する。著作教科書と一般図書は、主に特別支援学校や特別支援学級で使用する。一般図書の中には、絵本や図鑑等の図書以外にも、看護や工業など、専門のものや実業系の図書もある。

○委員長：農業、水産、商業など、検定済みのものもある。

○委員：了承。文部科学大臣が著作の名義を有する教科書というのは、特別支援学校向けのものであるか。

●事務局：そのとおりである。第1に検定済み教科書、第2に著作教科書、第3に一般図書の順番で採択する。

○委員：文部科学大臣が著作の名義を有する教科書にも種類があるのか。

●事務局：国語・算数・音楽の3教科について☆1～4まで1種のみである。

○委員：了承。

## Ⅱ 「選定に必要な資料」について

---

(●事務局：「選定に必要な資料」について説明)

●事務局：検定済教科書と一般図書の資料の2種類を提出し、著作教科書は1種しかないため資料を提出しないことを了承願いたい。

○委員：了承。

○委員長：専門調査員を設置してよいか。

○委員：了承。